

損害賠償の額の決定について

東京地方裁判所平成21年（ワ）第45172号損害賠償（医療）請求事件について和解するに当たり、これに対する損害賠償の額を次のとおり決定する。

平成23年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

- 1 事件の概要 平成20年10月10日、国保松戸市立病院救急部において、電気メスによる気管切開術を施行中、気管チューブに引火し、熱傷を負わせた事故について損害賠償を求めるもの
- 2 損害賠償額 4,164,784 円

提 案 理 由

裁判所の和解勧告を受け入れ、事件の早期解決を図るため。